

2014年8月5日

環境農林水産部 環境管理室長 様

大阪府職員労働組合 総務農林支部
環境管理分会

2014年6月19日付け総務部長通知（以下「6・19通知」）で、7月～8月の「午後8時退庁」、8月1日～15日の「ゆとり週間（定時退庁）」等が各所属長に呼びかけられました。これらについて以下のとおり要求します。

1 「午後8時退庁」「ゆとり週間」を実効あるものにするために、具体策をもって取り組んでください。

人員削減のもとでの「午後8時退庁」「ゆとり週間」は、職員のさらなる労働強化をうみます。「行革」の名のもとに、2001年に1万5千人いた府職員数は今では9千人を切り、全庁的に恒常的残業が発生し、月80時間を超える残業を強いられている職員も多くいます。「職員の心がけ」で定時に帰れる状況ではありません。

残業抑制だけがなされる中で、職員は「ゆとり」どころか、あせり、苦痛、さらなる労働強化が生まれています。室としてこのようなことが起きないように、具体策（どうやれば「ゆとり」を職員がもてるのか、残業せずに済むのか）をもって取り組んでください。

2 不払い残業が発生しないようにしてください。

「6・19」通知では、「所属長等は、原則として午後8時以降の時間外勤務を命じないこと」としています。しかし、昨年度実施時に職場アンケート等による実態把握をしたところ、「原則禁止のもとで残業申請がしづらい」「申請を認めないグループ長がいる」といった声がよせられました。室として、不法な不払い残業が起こらないための具体的な措置を講じてください。